

特定非営利活動法人 わをん 運営規程

< 指定訪問介護事業 >

第1条 (事業の目的)

特定非営利活動法人 わをん が開設する 特定非営利活動法人 わをん (以下「事業所」という。) が行う指定訪問介護事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、訪問介護員研修の修了者 (以下「訪問介護員」という。) が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業に実施に当たっては、関係県・市町村、居宅介護支援事業者、地域の包括支援センター・保険・福祉サービス等と連携を図り、総合的なサービスの提供をおこなう。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に努め、目標設定をし、計画的に行うものとする。
5. 利用者の人権擁護、虐待防止等の為、必要な体制を整備し、職員に対しての研修等の実施を行う。
6. 指定訪問介護の提供終了時には利用者又はその家族に対し適切な対応を行うと共に関係各所への情報提供を行う。
7. 第三者評価は現在実施しておりません。

第3条 (事業の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 特定非営利活動法人 わをん
2. 所在地 愛媛県今治市南日吉町2丁目2番38号
3. 介護保険事業所番号 3870200510

第4条 (職員の職種、人数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名 (常勤 1名、非常勤 名)

従業員の管理を一元的におこない、法令等に規定されている指定訪問介護の実施に関し遵守すべき事項について指導をおこないます。

サービス提供責任者 介護福祉士 1名 (常勤 1名、非常勤 名)

*利用の申し込みへの対応、訪問介護計画書の作成・変更

*利用者の精神・身体状態を定期的に把握し、サービス担当者会議等で居宅介護事業所・病院・家族と連携を図り、情報の共有をおこないます。

*訪問介護員に対し、利用者の情報・訪問介護計画・目標・家族の思い・訪問内容の伝達をおこないます。

*訪問介護員の為の定期研修・実技指導・書類業務の管理等をおこないます。

訪問介護員 介護福祉士 常勤 1名(管理者・サービス提供責任者)
実務者研修修了者
初任者研修修了者

上記の資格を有する者が5名(常勤換算2.5人)以上、但し、業務状況により増減するものとする。

上記の訪問介護員は

*法令を遵守しサービスの提供をおこないます。

*訪問介護計画書に基づきサービスの提供をおこないます。

*研修等に参加し、自己研鑽に努めます。

*訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

事務員 1名 必要な事務を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。
2. 休日 土曜日・日曜日・祝日・正月休み(12月31日～1月2日)
3. 営業時間 9:00 ~ 18:00 までとする。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

利用者の必要な状態に応じて上記以外の訪問もおこなう。

第6条 (訪問介護員の内容及び利用料等)

1. 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合の額とする。

(1) 身体介護

食事介助・入浴介助・排泄介助・特別な調理・更衣介助・身体整容・体位変換
移動、移乗介助・服薬介助・起床、就寝介助・自立支援の為の見守り援助

(2) 生活支援

買物・調理・掃除・洗濯等

(3) その他サービス

相談援助・記録・報告・使用場所の確認

2. 第7条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

事業所から1km = 50円

(以降1キロメートル 50円加算)

3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)をうけることとする。

第7条 (通常の実施地域)

通常の実施地域は今治とする。但し、旧今治市に限る。

(利用者の希望がある場合は、可能な限り対応する。)

第8条 (相談・苦情処理)

サービスについての利用者及び家族からの相談・苦情の対応を行い、その内容の記録を行う。

公的機関からの文書の提出を求められた場合は調査に協力すると共に、助言等を受けた場合は必要な改善や対策をおこなう。

事業所 特定非営利活動法人 わをん (訪問介護・管理者)

公的機関 今治市役所 (高齢介護課)

愛媛県庁 (保健福祉部・長寿介護課)

公的団体 (愛媛県国民健康保険団体連合会・介護保険課・介護苦情相談窓口)

第9条 (緊急時における対応方法)

1. 利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村・居宅介護支援事業所・緊急連絡先等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、状況等の記録を行う。
2. サービス中に関する緊急時についても、利用者の主治医の指示に従い、緊急連絡先等へ速やかに連絡いたします。
3. 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかにおこないます。

第10条 (個人情報の保護)

事業所は利用者及び利用者家族、介護職員の個人情報について個人情報保護法に基づき適切な取り扱いをおこないます。

但し、より良い介護サービスをおこなうために事業所間や担当者会議・ケア会議等での利用をおこないます。

* 個人情報の取り扱いについて (別紙) に利用者及び代理人の同意を得るものとする。

第11条 (虐待防止に関する事項)

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者 (利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第12条 (衛生管理等)

事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努める。

事業所や利用者宅、利用者家族内での感染症を予防し、以下に掲げる措置を講じる。

1. 事業所等における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会 (端末を活用して行えるものとする) をおおむね6カ月に1回以上開催、周知をおこなう。
2. 事業所における感染症の予防、まん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において介護職員等に対し、感染症の予防、まん延防止の研修及び訓練を定期的に行う。

第13条 (身体拘束)

事業所は利用者の生命又は身体を守る為、緊急時・やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には以下の通り記録を行う。

- (1) 拘束形態
- (2) 拘束時間
- (3) 拘束時の利用者の心身の状態
- (4) 緊急や、やむを得ない理由

第14条 (事業継続計画)

事業所は緊急事態の際、事業所のリスクを最小限に抑え、事業を中断させないよう準備するとともに、中断した場合でも速やかに事業を再開し、優先業務を実施するためにあらかじめ検討した事業継続計画を作成し、必要な措置を講じる。

事業所は、職員に対し、継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

第15条 (ハラスメント防止対策)

事業所は、ハラスメントの防止の為にハラスメント防止規定(別紙)を定めるものとし、ハラスメントに係る苦情・相談体制を整え、定期的な研修を行う。

第16条 (法人の概要)

名称・法人種別	特定非営利活動法人 わをん
代表者氏名	重松 美穂
所在地	愛媛県今治市南日吉町2丁目2番38号
電話・FAX番号	0898-25-3226 0898-25-1125

事業の概要

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第17条 (その他運営についての留意事項)

1. 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 月1回
 - (3) 外部研修 不定期
2. 従業員は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人 わをん

と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 28年 7月 8日から施行する。
この規程は、平成 29年 8月 31日から施行する。
この規程は、平成 30年 7月 11日から施行する。
この規程は、平成 31年 2月 24日から施行する。
この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 5月 13日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この運営規定は原本と相違ありません。

特定非営利活動法人 わをん

理事長 重松 美穂